省令

○総務省令第百四十二号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日

総務大臣　川端　達夫

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

第四条第一項中「児童家庭局長通知）に基づいて」を「児童家庭局長通知）に基づいて」に、「子ども手当の新規対象者数推計について」を「平成二十三年八月三十一日までに決定された児童手当及び子ども手当特例交付金の額の算定に用いた「子ども手当の新規対象者数推計について」に、「子ども手当推計調査」を「平成二十三年度前期子ども手当推計調査」に、「以下「様式2」という。」を「以下「前期様式2」という。」に、「様式2中」を「前期様式2中」に、「以下「様式1」という。」を「以下「前期様式1」という。」に、「様式1中」を「前期様式1中」に、「地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率」を「平成二十三年度前期地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率」に改め、同条第二項中「子ども手当推計調査」を「平成二十三年度前期子ども手当推計調査」に、「様式2中」を「前期様式2中」に改め、同条第三項中「子ども手当推計調査」を「平成二十三年度前期子ども手当推計調査」に、「様式1中」を「前期様式1中」に、「地方公務員3歳未満伸び率」を「平成二十三年度前期地方公務員3歳未満伸び率」に改め、同条第四項中「子ども手当推計調査」に、「様式2中」を「前期様式2中」に改め、同条第五項中「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に、「地方公務員3歳未満伸び率」を「平成二十三年度前期地方公務員3歳未満伸び率」に、「地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率」を「平成二十三年度前期地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率」に、「子ども手当推計調査」を「平成二十三年度前期子ども手当推計調査」に、「様式1中」を「前期様式1中」に、「児童家庭局長通知」を「児童家庭局長通知。以下「子ども手当支給状況報告書（公務員分）という。」に、「様式2中」を「前期様式2中」に改め、同条第六項中「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に、「子ども手当推計調査」を「平成二十三年度前期子ども手当推計調査」に、「様式2中」を「前期様式2中」に改め、同条第十五項中「法第三条第六項第二号の場合において、同号イ」を「調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を第十五項とし、同条第十三項を第十四項とし、同条第十二項を第十三項とし、同条第十一項を第十二項とし、同条中第十一項を第十五項とし、同条第十項中「法第三条第三項第二号の場合において、同号イ」を「法第三条第三項第二号イの場合において、同号ロ」に、「調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　法第三条第三項第二号ロの場合において、同号ロに規定する平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額と当該額を各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を当該按分した額の最も大きい都道府県に交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

第四条第三項中「法第三条第三項第一号ハの場合において、同号ハ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

12　法第三条第三項第一号ニの場合において、同号ニに規定する平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額と当該額を各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を当該按分した額の最も大きい都道府県に交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

第四条第八項中「法第三条第三項第一号ロの場合において、同号ロ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「法第三条第三項第一号の場合において、同号」を「法第三条第三項第一号イの場合において、同号イ」に、「調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　法第三条第四項第六号の総務省令で定める平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数は、各都道府県分の児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式一第二表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計並びに区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の合計数に平成二十三年九月一日以後に決定された児童手当及び子ども手当特例交付金の額の算定に用いた「子ども手当の新規対象者数推計について（平成二十三年四月十一日付け雇児育発第〇四一一第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）に基づいて厚生労働省に報告された当該年度の前年度三月末現在の調査（以下「平成二十三年度後期子ども手当推計調査」という。）における「様式1　子ども手当の新規対象者数の見込み（公務員）」（以下「後期様式1」という。）中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十三年三月末現在）」を後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年三月末現在）」で除して得た値（以下「平成二十三年度後期地方公務員3歳未満伸び率」という。）及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式二第二表⑵中区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計並びに区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計の合計数に後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「小学校6年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十三年三月末現在）」から後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値を後期様式1中「②公務員に係る小学校6年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」から後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値（以下「平成二十三年度後期地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率」という。）及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数及び区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の合計数に平成二十三年度後期地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、平成二十三年度後期子ども手当推計調査における後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年三月末現在）」を後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年三月末現在）」で除して得た値（以下「平成二十三年度後期地方公務員3歳未満伸び率」という。）及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式二第二表⑵中区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計並びに区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計の合計数に後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「小学校6年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十三年二月末現在）」から後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値を後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「小学校6年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十三年二月末現在）」から後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値（以下「平成二十三年度後期地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率」という。）及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数及び区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の合計数に平成二十三年度後期地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、平成二十三年度後期子ども手当推計調査における後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年三月末現在）」を後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年三月末現在）」で除して得た値（以下「平成二十三年度後期地方公務員3歳未満伸び率」という。）及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式二第二表⑵中区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計並びに区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計の合計数に後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「小学校6年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十三年二月末現在）」から後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値を後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「小学校6年生までの子ども手当対象子ども数（平成二十三年二月末現在）」から後期様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年三